西尾市立吉良中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、主幹、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主事、学年正副主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、心の教室相談員、スクールカウンセラー、生徒指導アドバイザーを加える。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討してい く。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・対策委員会や職員会等で、日頃から気になる生徒について情報共有に努め、指導方針や指導方法等の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策 に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信 する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、 必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒どうしのかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の 大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。とくに、毎年人権週間に合わせて、専門機関と協力し て「人権教室」を実施する。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット

いじめの加害者、被害者とならないよう、「情報モラル教室」の実施をはじめ、継続的に指導する。

オ 「西尾市の学校総点検の日」には、生徒一人一人のより的確な現状把握に努め、いじめ問題に 対する意識の高揚を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、生徒の様子を観察したり、会話や「生活をみつめて」等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、学年会や職員会、対策委員会等で情報交換をする。
- イ 生活アンケートや教育相談を定期的に実施(年3回)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。けんかやふざけ合いであってもいじめである可能性を認識する。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任だけで抱えるのではなく、学年正副主任に報告し、学年 体制で、情報収集、事実関係の把握、指導にあたるとともに、「いじめ・不登校・問題行動対策 委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

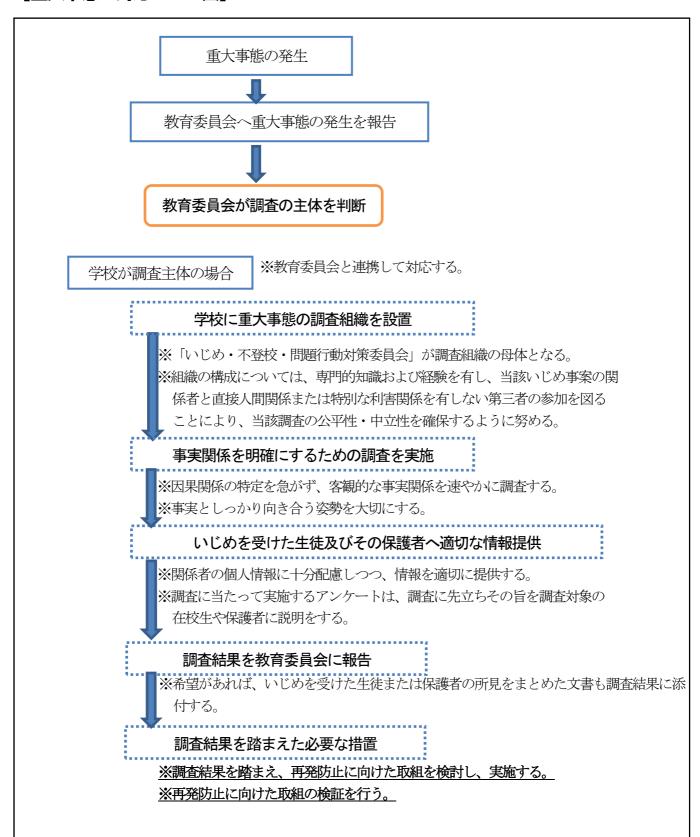
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル
- (PLAN→DO→CHECK→ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
 - (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校・問題行動対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2)「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

<資料>取組の年間計画

		X社 の平 月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4 月	P	○「学校いじめ基本方 針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知○学級開き、学年開き○オリエンテーション学習(1年)	○いじめ相談窓口の生 徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学級 懇談会での「学校 いじめ基本方針」 の説明
5 月	D	○現職研修①「生徒理 解と学級づくり」	○生徒総会 ○赤ちゃんふれあい(2年)	○「生活アンケート」○ゆうあいタイム(教育相談週間)	○家庭訪問 ○部活動保護者会
6 月			○職場体験(2年)○情報モラル教室○心の教育(2年)		○授業公開日 (学校評議員への 行事・授業の公 開)
7月	C I A	○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証			○保護者会
8 月	P	○中間評価→検証○現職研修②(ケーススタディ)	○学校保健委員会		○民生委員・職員懇 談会
9 月			○体育大会	○身体測定	
10 月	D		○生徒総会	○「生活アンケート」 ○ゆうあいタイム(教 育相談週間)	○学校評議員への生 徒会活動(吉良中 トーク)の公開
月			○文化祭○学校総点検日(点検日の意義を確認し、いじめを撲滅への意識を高める。)○地域ふれあい学習(1年)○薬物乱用防止教室(3年)		
12 月		○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証	○人権教室(1年)○人権週間・人権講話(2・3年道徳授業)		○保護者会 ○保護者への学校評 価アンケート
1 月	C		○自然体験学習(立志の会)	○身体測定 ○「生活アンケート」	
2 月	A A	○自己評価		○ゆうあいタイム(教 育相談週間)	○学校評議委員会で評価結果の検証を行う。
3 月	P	○学校評価結果の検証 から「基本方針」の 見直し			
五		○校内のいじめに関する情報の収集○対応策の検討	○全校集会、学年集会における講話○道徳教育の充実○わかる授業の充実	○健康観察の実施○SCによる相談○生活をみつめて○運営委員会、学年会、適応指導部会、生徒指導部会等での情報交換	○PTAあいさつ運 動(年2回、4日)